

2016年3月17日

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から提示された市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントが BCBS におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

《要旨》

- 我々は、ステップイン・リスクを「第1の柱」で扱うことに反対する。シャドールバンキングの規模や特性は各法域で大きく異なること、シャドールバンキング事業体への暗黙のサポートの有無やその程度は個別の契約条件や取引状況等によっても大きく左右されること、各国毎にビジネスモデルや取引慣行、法制や銀行監督の仕組みが異なること等も踏まえると、ステップイン・リスクをグローバルに画一的な「第1の柱」の枠組みで扱うことは適切ではない。
- 本市中協議が提案するステップイン・リスクを特定・評価する対象の範囲は、金融安定理事会（FSB）が掲げるシャドールバンキングよりも広く曖昧である。BCBSは、本市中協議文書の目的が「シャドールバンキングを適切に監視・監督する」という FSB の政策目的が基にあることを十分に認識し、FSB と整合的となるようステップイン・リスクを特定・評価する対象を絞り込むべきである。
- 金融危機以降の FSB および BCBS による各種シャドールバンキングリスクへの対応や各種規制の導入、各国当局による改革（リングフェンス規制、ボルカールール等）がすでに行われていることを踏まえ、本市中協議の最終化に向けては、追加捕捉すべきシャドールバンキングリスクに対象を絞り込み、重複する過度な規制とならないよう慎重に検討するべきである。
- ステップイン・リスクの捕捉を目的として、規制上と会計上の連結範囲の差異を広げるべきでない。連結範囲は財務情報の理解の基礎となるものであり、規制上と会計上の連結範囲の差異が拡大すると、利用者の混乱を招きかねない。加えて、規制目的と会計目的の二つの異なる財務諸表をタイムリーに作成することは、金融機関における実務上の負担を著しく増加させ不適切である。

《総論》

(1) 過度に保守的な規制枠組み

① ステップイン・リスクを「第1の柱」で扱うことに反対

FSBが公表した“Global Shadow Banking Monitoring Report 2015”でも明らかのように、シャドーバンキングの規模や特性は各法域で大きく異なる。加えて、シャドーバンク事業体への暗黙のサポートの有無やその程度は、銀行毎あるいは顧客との間の個別契約条件・取引状況によっても大きく左右され、金融技術の進展と共に判断すべき基準が変わることも想定される。各国毎にビジネスモデルや取引慣行、法制や銀行監督の仕組み等が異なること等も踏まえると、ステップイン・リスクをグローバルに画一的な「第1の柱」による枠組みで規制すると、法域によっては過度な規制となり、金融システムの健全性そのものを損なうおそれがある。また、シャドーバンキングの市場型金融としての機能も損なうおそれがある。市場型金融としての機能が損なわれると、例えば、アセットマネジメントやファンドのさらなる活用等によって「貯蓄から投資」の流れを促進し、持続可能な経済成長、さらには経済の好循環を目指す本邦の取組みを阻害しかねない。

ステップイン・リスクという潜在的なリスクについて、「第1の柱」の枠組みの下で銀行に資本賦課を求めることとなれば、シャドーバンキングが担っている市場型金融としての機能に係るリスクを銀行に予め寄せることになり、リスクが過度に銀行に集積されるおそれもある。

市中協議文書（29頁）「5.2.」 「集合的反証」で例示されているように、ステップイン・リスクは、各国が定める法律や規制による遮断や軽減が可能である。我々は、自国のシャドーバンキングの規模や特性、自国におけるステップイン・リスクを遮断する法規制を踏まえ、各国当局が必要に応じて、ステップイン・リスクを適切に捕捉する枠組みを支持する。

BCBSは、シャドーバンクが実体経済や金融システムに対する十分な資金供給・リスクテイクを果たすという重要な役割を担っている側面を忘れてはならない。本市中協議案の枠組み導入により、シャドーバンキングによる潜在的なリスクを「完全に」「全て」捕捉しようとしているが、これは、山火事の元になるからといって、全ての木々を伐採するようなものである。全ての木々を伐採することと、豊かな実りある森を維持していくこと、どちらがそこにある生態系にとって良いのか、改めて大局的な視野に立ち返り検証を進める必要がある。

② ステップイン・リスクを特定・評価する対象となる事業体の範囲

FSBの“Global Shadow Banking Monitoring Report 2015”は、モニタリング対象とする事業体の要件を経済機能にもとづき絞り込んだうえで、従来の概念で捉えるシャドーバンキングの範囲では、シャドーバンキングからのリスクの要因になり得ない事業体が含まれている可能性について言及している。「本提案の対象はシャドーバン

ク事業体に限るものではない」とする本市中協議案は、FSB が想定するシャドーバンクの対象よりも明らかに幅広い事業体を対象としており、対象範囲も曖昧となっている。対象範囲が曖昧であると、「容易に運用可能であること（原則 4）」を満たした枠組みとはならない。

FSB がシャドーバンクの監視および規制の強化に向けた取組みとして設置した作業部会（WS1）は、「銀行とシャドーバンク事業体との関係に関する規制」を検討してきたと理解している。したがって、BCBS は本市中協議案の目的が「シャドーバンキングを適切に監視・監督する」という FSB の政策目的が基にあることを踏まえ、ステップイン・リスクを特定・評価する対象がシャドーバンク事業体に限定されることを明確にすべきである。シャドーバンク事業体を特定するうえでは、FSB の“Global Shadow Banking Monitoring Report 2015”で用いた「経済機能」にもとづく分類を基本に据えることが一つの方法であると考ええる。

③ 金融危機後に導入されたシャドーバンキング規制等の効果を踏まえるべき

FSB の作業部会（WS1）は、本件に先立って、「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課」や「大口エクスポージャーの計測と管理のための最終規則」により規制枠組みをすでに強化した。また、本市中協議文書でも指摘されているとおり、BCBS による各種規制の導入、各国当局による改革（リングフェンス規制、ボルカールール等）も着実に進められている。本市中協議文書の最終化をする際には、これらの規制強化や各種改革がすでに行われていることを踏まえ、追加捕捉すべきシャドーバンキングリスクに対象を絞りこみ、重複する過度な規制とならないよう慎重に検討することを期待する。

(2) 他のバーゼル規制への波及影響の検証が不十分

市中協議文書 4 頁の paragraph 14 に記載のとおり、すでに枠組みが定められている自己資本規制や流動性規制を通じて、銀行の各リスクカテゴリー（信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク・流動性リスク）のリスクを捕捉する体系は確立されている。また、ファンド・証券化取引に係る銀行の経済的持分は、一定のルールに則して資本賦課を行うルールがすでに存在している。

ステップイン・リスクにより銀行がどのような影響（自己資本・流動性）を被るのか、本市中協議文書では具体的な事例が示されていない。さらに、本邦においては金融危機時にステップインが行われた事例がなく、影響がほとんどなかったことから、リスクの特性について評価することは困難である。様々な規制が調整されないまま累積し、過剰な規制となれば、市場の混乱や歪みが生じるといった問題が発生し、民間企業のグローバルな経済活動にも悪影響を及ぼす可能性がある。連結アプローチの適用まで視野に入れた場合、市場リスクやオペレーショナルリスクまでも精緻に計測・管理することが想定されるが、ステップイン・リスクに伴って本当にその管理が必要か疑問である。

本市中協議が提案する連結アプローチが適用される場合、会計上連結していない事業体も加えて、LCR やレバレッジ比率の日次・月次管理が求められることが想定される。会計上連結していない事業体からの適時な情報入手は困難であることから、これら既存の規制を遵守することができなくなるおそれがある。しかしながら、こうした想定され得る影響について、本市中協議文書では何ら具体的に言及されていない。本市中協議案の適用により、自己資本比率規制や流動性規制等、他のバーゼル規制にどのような影響があるかを分析・考慮したうえで、BCBS は規制の方向性を定めるべき。

(3) 規制と会計の連結範囲の差異

ステップイン・リスクの捕捉を目的として、会計上と規制上の連結の範囲の差異を広げるべきでない。

連結範囲は財務情報の理解の基礎となるものであり、一つの銀行が開示する会計と規制上の連結範囲の相違が拡大することは、開示する会計上の財務情報と規制上の財務情報（RWA 情報）が大きく相違するため、市場規律の観点から望ましくない。バーゼルⅡ規則文書では、規制上の連結範囲について、会計上の連結範囲と「不適切な相違」がある場合には、可能な限りで減じていく努力を謳っている。また、BCBS より 2015 年 1 月に公表された「開示要件（第 3 の柱）」では、財務会計基準と規制基準とのリコンサイル、差異に関する報告を求めている。開示関連の国際議論（EDTF 等）の中で、投資家等の利用者から寄せられた声を踏まえると、多岐に亘る財務会計基準のデータと規制基準のデータの間の差異について、利用者の一部は十分に理解ができていない状況とみられる。さらに差異を拡大させてしまうと、利用者の混乱を招き、透明性を損なうおそれがある。

また、会計目的と規制目的の二つの財務諸表を作成することは、実務的な負荷が非常に大きい。特に、従来から会計・規制上の連結範囲が基本的に同一である法域（含む本邦）では実務上多大な影響がある。規制上の連結範囲が広がった場合、会計上の連結範囲には含まれない事業体から、必要な情報を適時に取得する必要性が生じるが、実務上極めて困難である。対象エンティティに対するリスク管理上のコントロールやデータ提出依頼等のフィージビリティや実務上の業務負荷等について十分な検討が必要である。

《各論》

1. 概念フレームワーク案

Q1. この4つの基本原則に関してどう考えるか。他に含めるべき原則はあるか。

(1) 原則1「フレームワークはステップイン後の状況を見込んだものとするべきである。」

市中協議文書にあるとおり、個別銀行のステップイン・リスクが最終的に「金融システムに影響を及ぼすかどうか」が、リスクの特定・評価を行ううえで重要である。その観点では、本市中協議が示す内容は、例えば、議決権比率が一定以上であれば機械的にリスクが特定される枠組みとなっており、必ずしもシステミックリスクにまで繋がりにくいものまで捕捉されるおそれのある枠組みとなっていることから、見直す必要がある。

(2) 原則2「フレームワークはシンプルかつ、一貫性のある実施を確保できるようにすべきである。」

ステップイン・リスクの捕捉を目的として、会計上の連結範囲を上回って、規制上の連結範囲とすることは、簡素さという点において問題である。2013年7月にBCBSより公表されたディスカッション・ペーパー『規制枠組み：リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス』（3頁パラグラフ11）では、理想的とされる簡素な計測について、「通常の会計、リスク管理枠組で利用されない情報を必要としないもの」と説明しているが、本市中協議の提案はこれに反するものである。

(3) 原則3「フレームワークは保守的かつリスク感応度が高く、比例的なものとするべきである。」

枠組みが『保守的』であると規制の重複等の問題を生じかねない。ステップイン・リスクは、『保守的』にではなく、『適切』に特定・評価される必要があるため、原則を「フレームワークは『適切』かつリスク感応度が高く、比例的なものとするべきである」に修正すべきである。

黙示的なコミットメントによる捕捉については、合理的な範囲に留めるべきである。黙示的なコミットメントの想定は、銀行がステップインを実施することに明らかな経済合理性があるように設計された商品に限るべきであり、レピュテーションリスクという極めて不確かな損失（または計測困難な価値の毀損）を回避するために銀行が不合理なステップインを実施することを過度に想定することは不適切である。

「重要な影響力」の判断基準等、リスク評価のプロセスが不透明な本市中協議案を踏まえると、通常保守的な判断を行う（または行うことが監督上求められる）銀行のリスク管理態勢においては、必ずしも原則3が示すと通りの過度に保守的な判断を防ぐ枠組みとならない可能性が高い。

(4) 原則4「フレームワークは容易に運用可能なものであるべきである。」

本市中協議の対象は、経営管理対象外で迅速な開示を求められない事業体まで対象に含む内容になっている。銀行は、リスク計測が求められる情報を事業体から入手し、監督当局へリスク特定が必要な対象か否か、評価手法は適正か否かの判断を仰いで、リスク計測とリスク報告に係る手続きを執り行うプロセスを踏む必要がある。各基準時点毎（通常、四半期末）に、繰り返し同様の対応が求められ、監督当局による対応も含まれることを考慮すると、容易に運用可能な枠組みとはならない。

2. ステップイン・リスクの特定

(1) 総論

「主要な指標」、「補助的指標」は、全般的に定性的なものが多く、ステップイン・リスクの特定が困難である。また、ステップイン・リスクの有無やその程度は前述のとおり、各銀行の取引状況や個別契約条件によっても大きく異なることを踏まえると、「主要な指標」と「補助的指標」の1つでも該当するからといって、機械的にステップイン・リスクを特定し、規制上捕捉しようとする“one-size-fits-all”のアプローチは適切ではない。ステップインに繋がる蓋然性が低い事業体（例えば、株式を上場する等独立したガバナンス体制が確保されていることが明確な金融会社等）は対象外となるような枠組みとするべきである。

また、これらの指標の存在が契約書等に明示的・黙示的にある場合に、規制上の連結範囲に機械的に含めることになると、銀行が過剰なリスクアセット計上を求められることに繋がる懸念がある。ステップインを行う蓋然性を考慮する等、過度に保守的な対応とならないように留意すべきである。

(2) 主要な指標

Q2. 提案されているステップイン・リスクの指標に関してはどう考えるか。バーゼル委が検討すべき指標が他にあるか。

① 「upfront facilities」の定義について

“upfront facilities”の定義には、証券化商品や債券の購入・投資や証券化SPCに対するシニアファイナンスの供与といったSPC宛の貸出金全てが対象とされるわけではないことを明確にすべき。仮に“upfront facilities”の定義に証券化商品や債券を購入・投資することや証券化SPCに対してシニアファイナンスを供与することを含むとなれば、規制本来の目的、即ちステップイン・リスクの特定と趣旨が大きく異なってくる。例えば、投資家としてシニアファイナンスだけをSPCに供与している場合、SPCに主体的に関わらないことは明らかであり、破綻時にSPCを救済する誘因も生

じ得ない。

② 重要な影響力の基準 (“significant influence”) 等

重要な影響力の基準が曖昧である。市中協議文書 P13 パラグラフ 45 が「原則」の位置付けで、スポンサーの定義に当てはまる事業体のみに対するステップイン・リスクを特定・評価するというのであれば、関係ない事業体はある程度は除けるかもしれないが、市中協議文書 19 頁の例 2 で、「Bank B が“majority”で連結しているケースまで Bank A のリスク評価に含める」という説明も出ており、線引きが曖昧である。他に親会社があり、当該親会社が（全部）連結しているような場合には、全てのアセットが当該親会社の財務諸表に帰属していることから、親会社ではない会社が当該子会社の一部の持分を保有していたとしてもリスク評価は不要と考える。（例 2 の Bank A と Bank B において、重複してリスクを見ている部分が発生する可能性がある。）

議決権比率を採用することに合理的な根拠がない。議決権にもとづく機械的な判断を行うことにより、原則 1 の目的が示す、最終的に金融システムへ影響が及び得るリスクを防止しようとする考え方から想定されるリスクを大きく超過するリスク評価に繋がるおそれがある。単純な議決権比率の区分と重要な影響力を判断する定性的評価基準とは、本来会計基準上の連結判定でも考慮されている内容である。会計基準上は定性的基準が該当しないために非連結となっている事業体まで、単純な議決権比率によって規制上連結すると判定される結果となり、過度に保守的なリスク評価となる。

また、原則 3、4 とも関連するが、リスクの特定・評価の難しさも踏まえ銀行が過度に保守的な判断をするか、監督当局にリスク特定対象判定とリスク評価区分の妥当性について計測のタイミング毎に判断を仰ぐことにより、枠組みの運用可能性が著しく損なわれるおそれがある。

持分法適用会社であっても、厳格な個別の契約等により当該事業体に対して著しい影響力を行使できないことが担保されている場合、ステップイン・リスクは遮断されている。このように、市中協議文書で例示されている法律以外の方法によりステップイン・リスクが遮断されている場合には、当該事業体に対するステップイン・リスクの特定・評価を不要とすべき。

③ 外部格付

「主要な指標」から「10 銀行自身の格付にもとづいた外部信用格付」を除外すべきである。事業体の連結判定を行うにあたって、銀行と事業体の取引関係については、銀行から直接資料を受領し議論を行う監査法人と格付機関等外部の者とでは情報の非対称性が存在する。かかる中、銀行と財務諸表監査を行う監査法人が協議のうえ、実質支配していないと判断した事業体について、外部格付機関の格付けプロセスをもって暗黙の銀行サポートがあると判定するのは合理性に欠ける。さらに、外部格付への機械的な依拠の低減を目指す BCBS の方針に反するものである。

仮に外部格付を「主要な指標」として使用する場合、「流動性補完」等を理由とし

て格付が銀行格付に機械的に連動するような SPC 等の事業体に対象を限定し、自らの判断で経営を行い、銀行格付に機械的に連動しない法人(上場している金融機関等)は対象外とすべきである。

(3) 補助的指標

Q3. ステップイン・リスクに関する補助的指標の提案についてはどう考えるか。バーゼル委が検討すべき指標が他にあるか。この中で、主要な指標であるとみなすべきものはあるか。

補助的指標を設定するコンセプトは共有できるが、実態として機能しない指標が含まれている。

また、補助的指標に関する判断の多くは、銀行間で判断が異なる可能性が高く、国際的に銀行間で規制の差異が生じないように、より具体的にステップイン・リスクを勘案すべき状況の判断基準を明示する必要がある。特に、(d) オリジネーターのインセンティブや、(i) 投資家層の構成などは、銀行が他者の状況等を判断する必要があり、銀行間で整合性のある判断を担保することは困難である。

(e) 一部の事業体は会計上の連結範囲から除外される可能性があるとのことだが、具体的な説明が示されておらず、問題である。さらに、(h) (j) (k)における「期待」「能力」といった定性的な指標は客観的でないため、運用にばらつきが生じ、実態として機能しない可能性が高い。補助的指標は、監督当局と銀行の双方が検討することが提案されているが、外部監査人による監査等もなく、監督当局のみで全ての案件を判断することは現実的とは言えない。

(4) ステップイン・リスクの対象範囲

① すでにバーゼル規制の対象となっている事業体

バーゼル規制の対象となっている、もしくは当局による健全性監督に服している事業体やその連結子会社は、本件の対象外とすべきである。当該事業体は、ダブルギアリング規制で一定程度の出資分を資本控除するなど、すでに銀行はリスクを取り込んでいる。仮に当該事業体を連結する場合、規制が重複し過度な規制になる。

また、日本においては、住宅ローン証券化等に係る信用リスクアセット計算において、①劣後保有による証券化 SF 関数から得られるリスクアセットと②裏付資産のリスクアセットを比較し、①>②の場合、②を採用できる建付けになっており、すでに SPC の総資産全体をリスクアセットとして計上している¹。ダブルカウントが明らか

¹ (参考条文：所要自己資本の上限)

第二百五十五条 内部格付手法採用行が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとする事ができ

なケースにおいては、ステップイン・リスクの特定プロセスが不要であることを明確にしていきたい。

② プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンスは、通常、事業推進主体（スポンサー）が設立する SPE 宛てに銀行が融資を行うものであるが、ステップイン・リスクの特定と計測の対象外であることを確認したい。本市中協議文書では、SPE への言及がある一方で、対象範囲が必ずしも明確に記載されていない。プロジェクトファイナンス SPE が破綻するケースにおいては、シニアファイナンスを提供するレンダーがステップインして SPE を救済することは想定されないことから（現実的にはプロジェクト資産担保の処分や新スポンサーへの売却等により保全・回収を図ることが想定されるため）、対象外であるべき。

③ 純粋な投資目的の事業体

純粋な投資目的の事業体（投資信託、ユニットトラスト、証券化商品等）は対象外とすべき。純粋な投資目的であることから、ステップインする誘因はそもそも想定し得ない。

3. ステップイン・リスクの評価アプローチ

Q4. ステップイン・リスクの評価に関する異なる〔複数の〕アプローチについてはどう考えるか。ステップイン・リスクを計上するためにバーゼル委が検討すべきアプローチは他にあるか。

（建設的な議論のために本設問に回答するが、我々は「第1の柱」に反対であることにご留意いただきたい。）

(1) 連結アプローチ

完全連結アプローチや比例連結アプローチは、会計上の連結財務諸表に加え、規制上の連結財務諸表を新たに作成することに繋がることから反対する。ステップイン・リスクは、FSB の政策目的とも整合的なシャドバンキングリスクを慎重に再定義したうえで、金融システムへの実際の影響を勘案可能な方法（これは、コンバージョンアプローチの中でコンバージョンレート等に勘案される方法も想定される）により評価されるべき。

BCBS は、連結アプローチを採用すれば、健全性監督上、銀行グループの状況を事

る。

前に想定することができるとしている（市中協議文書 P20 パラグラフ 67）。一方、連結アプローチを採用すると、会計上と規制上の2つの連結財務諸表を作成することが求められ、開示する会計情報と RWA 情報の一貫性阻害や投資家等の利用者の財務諸表に対する信頼感の低下、実務負担の著しい増加を引き起こす。2つの連結財務諸表を作成することにより引き起こされるコストは、監督上の便益を上回ると考える。

市中協議文書では、会計上の連結範囲と規制上の連結範囲の双方について市中協議文書 10 頁パラグラフ 30-31 で定義しているが、概念上の整理が不十分である。会計上の連結範囲について「支配力基準」を紹介している一方、規制上の連結範囲については具体的な記載はない。また、複数の指標、重要な影響力の基準（“significant influence”等）についての記述はあるが、各国の異なる法制度を前提に考えると、どこで線引きを行うかの考え方が非常に曖昧である。概念上の整理がない場合は、各国当局が導入する際の平仄の担保が難しくなることが懸念される。

市中協議文書 20 頁パラグラフ 68 においては、「銀行が関連するステップイン・リスクにさらされている[対象相手の]事業体から必要な情報を入手できないケースは、実務上あまり見込んでいない」とあるが、会計上連結していない事業体から、必要な情報を入手することは実務上非常に困難である。関連会社でさえも情報を入手するのが困難な状況であり、3 か月以上の期ずれでの対応等を余儀なくされている場合もある。

さらに、市中協議文書では、連結範囲の見直しを伴うアプローチ（完全連結・比例連結）が提示されているが、市中協議文書 21 頁パラグラフ 70 でも指摘されているとおり、ステップイン・リスクが顕在化した場合も、それをもって銀行がエンティティを連結することに繋がるわけではない。

(2) コンバージョンアプローチ

コンバージョンアプローチの掛目（CCF）は慎重に検討すべき。今回の提案では、CCF の水準や考え方自体は示されていないが、第三者の出資者等が存在する場合や、親会社が別にあるような場合においては、ステップイン・リスクは小さくなるべきである。指標とアプローチをマッピングし、同一区分に分類される全ての事業体に同一の CCF を適用しようとする考え方は、明らかに不適切である。したがって、CCF の決定においては様々なケースを想定し、例えば、補填額が少額であるにもかかわらず、標準的手法にもとづく CCF が適用される等、過度なリスクアセットの計上を求めることがないよう慎重な検討を行う必要がある。過度な CCF とした場合には、自己資本規制や流動性規制の数値への影響を通じて、企業の成長を下支えする金融機関としての本来の役割が果たせなくなる可能性がある。

コンバージョンアプローチを採用した場合でも、対象となる事業体に係る必要な総資産等の計数を取得することは現行では困難であることから、銀行のフィージビリティや必要性を踏まえた対応とすることが不可欠である。

(3) 連結対象外となる場合

市中協議文書 20 頁パラグラフ 68 で、連結対象外となる場合についての記載があるが具体的ではない。このため、連結対象外となる場合について判断できるよう明確化すべき。また、タイムリーにデータが取得できない場合は連結対象外と考えられるが、どのようなケースを想定しているのか明確化すべき。

Q5. 主要な指標と可能性のあるアプローチとのマッピング案についてはどう考えるか。

(建設的な議論のために本設問に回答するが、我々は「第1の柱」に反対であることにご留意いただきたい。)

持分法適用関連会社は、現行の枠組みにおける取扱い（原則、資本控除）やステップインの蓋然性等を踏まえ、慎重な取扱いを検討すべき。持分法適用関連会社は、①外部他社との合弁形態となっているケースもあり、合弁相手との株主間契約等の内容によっては、ステップイン・リスクが存在しないケースもあること、②会計上非連結子会社であることから、必要な情報を把握することは困難（現行でも関連会社は3か月以上の期ずれでの対応等を余儀なくされている）であること等を踏まえ、慎重な取扱いを検討すべきである。

4. その他の事項

Q6. ジョイントベンチャーの比例連結についてはどう考えるか。

「連結」アプローチの適用は、ステップイン後、銀行が対象事業体を連結する蓋然性が相当程度高いケースに極力限定すべきである。

Q7. アセットマネジメント業務およびファンドと銀行との関係から生じるリスクに対してはどう考えるか。また思料されている方向性の適切さについてはどう考えるか。

ファンド組成や資産管理業務等を行っていない純粋な投資目的のファンドは、ステップイン・リスクを評価する対象から除外されることを明記すべきである。純粋な投資目的である場合、ステップインする誘因はそもそも想定し得ない。

(1) 集合的反証

他国の法令にもとづきステップインが禁止されているかどうかを基準時毎に個別銀行毎に調査判断することは実務上困難を極める。BCBSが各国の設定したカウンタ

一シクリカルバッファの料率を一覧化しているように、各国が導入している集合的反証についても、BCBS もしくは各国当局が包括的に把握し開示する枠組みが検討されることを期待する。

(2) ファンドの判定

市中協議文書 P26 パラグラフ 88 で提案している預かり資産 (AUM) に対する一律の定量基準を設けるべきではない。顧客向けに販売することを想定して組成したファンドであっても、シードマネーとして銀行が一時的に資本を投下するケースがあり、定量基準だけだと誤った判定がなされるおそれがある。

以 上